

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	地域金融機関による「地域密着型金融」への取組の現状 —九州地方における取組事例を踏まえて— (現地調査報告)
他言語論題 Title in other language	Relationship Banking Measures by Regional Financial Institutions in the Kyushu Region
著者 / 所属 Author(s)	大森 健吾 (Omori, Kengo) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	804
刊行日 Issue Date	2018-01-20
ページ Pages	109-119
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	九州地方 (福岡県、長崎県、熊本県) における「地域密着型金融」の取組について、事業性評価、外部機関等との連携、地域金融機関の経営統合、災害からの復興支援等の現状をヒアリング調査した。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 地域金融機関による「地域密着型金融」への取組の現状 —九州地方における取組事例を踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 大森 健吾

## 目 次

はじめに

- I 九州地方の地域経済・地域金融の概況
- II 「事業性評価に基づく融資等」に関する取組事例
  - 1 地域金融機関における取組事例
  - 2 福岡県中小企業技術・経営力評価制度
- III その他の取組事例—地域銀行の経営統合、災害からの復興支援—
  - 1 地域銀行の経営統合
  - 2 平成 28 年熊本地震への対応と復興に向けた取組

おわりに

## 要 旨

地域金融機関による「地域密着型金融」の取組について、九州地方（福岡県、長崎県、熊本県）の現状をヒアリング調査した。調査対象先の金融機関では、業態や経営規模に応じて、事業性評価や外部機関等との連携に関する様々な取組を実施していた。

福岡県では、金融機関の融資審査への活用や企業の経営改善につなげることを目指して、外部の専門家が中小企業の技術や経営力を客観的に評価する制度が実施されている。

長崎県内の地方銀行同士の経営統合が注目されている。地域金融の持続性を高めることが期待されるが、競争環境の確保の観点から公正取引委員会による企業結合審査が続いている。

平成 28 年熊本地震の被災地では、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が進む。復興に向け、地域金融機関によるコンサルティング機能の発揮が期待される。

## はじめに

本稿においては、地域金融機関による「地域密着型金融」への取組の現状について<sup>(1)</sup>、筆者が平成 29 (2017) 年 9 月に実施した九州地方 (福岡県・長崎県・熊本県) における現地調査の結果を踏まえて紹介する<sup>(2)</sup>。

## I 九州地方の地域経済・地域金融の概況

九州地方は、面積、人口、域内総生産等の主要経済指標が全国の約 1 割を占めており、国土の西端にあってアジア主要都市と空路・海路で結ばれ、アジア諸国との交易・交流が盛んである。産業構造面では、鹿児島・宮崎両県の畜産業や長崎県の水産業など、第 1 次産業のウェイトが高く、食品産業 (焼酎、明太子等) も発達している。北九州・大分の鉄鋼・化学や長崎・佐世保の造船などの重工業に加え、各地で半導体の製造が盛んである。北部九州では、自動車関連産業の立地が進み、「カーアイランド九州」などと呼ばれることも多い。このほか、各地の温泉、阿蘇、桜島などの観光資源にも恵まれ、アジア諸国からの観光客が増えている。<sup>(3)</sup>

平成 28 (2016) 年 4 月には、熊本地方を震央とし、前震 (14 日夜) 及び本震 (16 日未明) で最大震度 7 を記録した平成 28 年熊本地震が発災し、死者 228 名、住宅の全壊 8,697 棟など激甚な被害をもたらした<sup>(4)</sup>。政府は、特定非常災害への指定を行うとともに<sup>(5)</sup>、金融面では「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用を促すなど<sup>(6)</sup>、緊急事態への対応に努めた<sup>(7)</sup>。平成 28 (2016) 年 8 月には、熊本県が「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定・公表し、地域経済の再生を含めた「創造的な復興」が現下の課題となっている<sup>(8)</sup>。

地域金融をめぐる状況に目を転じると、近年、九州地方では地域銀行の経営統合の動きが相次いでいる (表 1)<sup>(9)</sup>。また、平成 27 (2015) 年度末の計数を 5 年前、10 年前とそれぞれ比較すると、預貯金が 10.7% 増、14.5% 増 (全国平均 12.8% 増、18.9% 増)、貸出金が 17.6% 増、24.3% 増 (同

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 29 (2017) 年 11 月 30 日である。

- (1) 「地域密着型金融」推進の経緯等については、大森健吾「地域経済の活性化に向けた金融行政の取組―「地域密着型金融」の成果と課題―」『レファレンス』804 号 (本号), 2018.1, pp.85-107 を参照。
- (2) 平成 29 (2017) 年 9 月 26~29 日に、財務省福岡財務支局、福岡県ベンチャービジネス支援協議会 (福岡県商工部)、株式会社西日本シティ銀行 (以上、福岡県福岡市)、株式会社十八銀行、日本銀行長崎支店、長崎商工会議所 (以上、長崎県長崎市)、財務省九州財務局、株式会社熊本銀行、熊本信用金庫 (以上、熊本県熊本市) を訪問し、ヒアリングを行った。貴重なお時間を割いて御対応くださった皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。なお、本稿の文責は筆者にあり、訪問先での聴取内容は各機関の公式見解を示すものではない。
- (3) 「管内金融経済概況」2014.9. 日本銀行福岡支店ウェブサイト <<http://www3.boj.or.jp/fukuoka/economy/economy.pdf>> なお、平成 23 (2011) 年 3 月の九州新幹線 (鹿児島ルート) の博多~鹿児島中央間全線開業は、利便性向上による旅客数の増加や駅周辺の開発による人の流れの変化など、大きな経済的影響をもたらした (大谷友男「九州新幹線全線開業 5 年の回顧と展望」『九州経済調査月報』848 号, 2016.3, pp.9-16.)。長崎県長崎市におけるヒアリングでは、平成 34 (2022) 年度に武雄温泉駅での在来線特急との対面乗換方式により暫定開業が予定される九州新幹線 (長崎ルート) に対して、地元の期待が高まっていることがうかがえた。
- (4) 「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震―The 2016 Kumamoto Earthquake―」気象庁ウェブサイト <[http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2016\\_04\\_14\\_kumamoto/index.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2016_04_14_kumamoto/index.html)>; 非常災害対策本部「平成 28 年 (2016 年) 熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」2017.4.13. 内閣府防災情報のページウェブサイト <[http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin\\_39.pdf](http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_39.pdf)>
- (5) 著しく異常かつ激甚な非常災害に際して、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号) に基づき、適用すべき措置とともに政令で指定される。平成 28 年熊本地震については、同年 4 月 28 日に閣議決定、5 月 2 日に公布・施行された。

8.0%増、14.0%増)となっており、貸出金の伸びが顕著である。地域内の資金循環の状況を示す預貸率は、同年度末で51.6%(同49.2%)と他地方に比べて高く、地域経済が堅調であることや金融仲介が機能していることが示唆される<sup>(10)</sup>。業態別のシェアに着目すると(表2)、3大都市圏に比べて大手銀行等のプレゼンスは低く、地域金融機関が地域経済の要となっていることがうかがえる。<sup>(11)</sup>

表1 九州地方の地域銀行をめぐる近年の主な動き

平成14年4月	親和銀行と九州銀行が経営統合し、九州親和HDを設立。
平成15年4月	親和銀行が九州銀行を吸収合併。
平成16年10月	西日本銀行と福岡シティ銀行が合併し、西日本シティ銀行が発足。
平成19年4月	福岡銀行と熊本ファミリー銀行(現熊本銀行)が経営統合し、ふくおかFGを設立。
平成19年10月	ふくおかFGが親和銀行を経営統合。九州親和HDは解散。
平成23年10月	山口FGが北九州銀行を設立。山口銀行の九州域内店舗を引き継いで開業。
平成27年10月	肥後銀行と鹿児島銀行が経営統合し、九州FGを設立。
平成28年2月	ふくおかFGと十八銀行が経営統合に向けた基本合意を公表。平成29年4月にふくおかFGが十八銀行を子会社化し、平成30年4月に十八銀行と親和銀行を合併するとした。
平成28年10月	西日本シティ銀行が子会社の長崎銀行等と共同で西日本FHを設立。
平成29年1月	ふくおかFGと十八銀行が、公正取引委員会の審査未了を理由に経営統合を半年間延期。
平成29年7月	ふくおかFGと十八銀行が、公正取引委員会の審査継続を理由に経営統合を無期限延期。

(注)平成29(2017)年11月末現在存続している銀行・グループ名を太字で示した。また、「FG」はフィナンシャルグループ、「FH」はフィナンシャルホールディングス、「HD」はホールディングスの略。  
 (出典)「平成元年以降の提携・合併リスト」全国銀行協会ウェブサイト <<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/article/H/touhai.pdf>> 及び各社プレスリリースを基に筆者作成。

- (6) 自然災害の被災者が再建のための資金調達を行う場合、既往債務があると新たな借入れが困難となったり、負担が過重となったりすることが懸念される(いわゆる「二重ローン問題」)。東日本大震災に際しては、政府の「二重債務問題への対応方針」を受けて、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定され、金融機関等が個人債務者に対して、法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行う際の指針が示された(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」2011.7. 個人版私的整理ガイドライン運営委員会ウェブサイト <<http://www.kgl.or.jp/guideline/pdf/guideline.pdf>>)。その後、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)の適用される自然災害の影響を受けた個人債務者を対象に、新たな債務整理の枠組み(金融機関等の自主的自律的な準則)として、平成27(2015)年12月、全国銀行協会の研究会が「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を策定した(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」2015.12. 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト <<http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline.pdf>>)。
- (7) 財務省九州財務局・日本銀行熊本支店「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について」2016.4.15. <<http://kyusyu.mof.go.jp/rizai/pagekyusyuhp016000094.html>> なお、平成28年熊本地震への対応全般については、国立国会図書館調査及び立法考査局「平成28年熊本地震への対応(上)―支援の状況、初動対応における課題―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』No.914, 2016.8.1. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10159406\\_po\\_0914.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159406_po_0914.pdf?contentNo=1)>; 同「平成28年熊本地震への対応(下)―復旧・復興に向けた課題―」『同』No.915, 2016.8.1. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10159403\\_po\\_0915.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159403_po_0915.pdf?contentNo=1)> を参照。
- (8) 熊本県「熊本地震からの復旧・復興の進捗状況」2017.4.14. <[http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFile/Output.aspx?c\\_id=3&id=16242&sub\\_id=5&flid=103931](http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFile/Output.aspx?c_id=3&id=16242&sub_id=5&flid=103931)>
- (9) 特に、平成28(2016)年2月に公表された、ふくおかフィナンシャルグループと十八銀行の経営統合は、前者の子会社である親和銀行と後者との長崎県内の地方銀行同士の合併を含み、県内シェアが圧倒的となる点が注目された。公正取引委員会は、県内における競争環境が保持されなくなることを懸念しており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく企業結合審査が長期化している。
- (10) 預貸率は、貸出金残高を預貯金残高で除して求められ、金融機関が地域で集めた資金をどの程度地域内で還流させたかを示す指標となる(岩佐代市編著『地域金融システムの分析―期待される地域経済活性化への貢献―』中央経済社, 2009, pp.35-59.)。なお、平成27(2015)年度末の全国平均は49.2%であるが、貸出金残高で36.4%のシェアを占める東京都が70.5%と突出しており、これを除く他地方ではおおむね40%前後にとどまっている。
- (11) 「2017年版金融マップ―47都道府県の金融勢力図―」『月刊金融ジャーナル』57巻13号(増刊号), 2016.12, pp.6-13, 124-148. なお、ヒアリングにおいては、九州地方各県では複数の地方銀行が競合する福岡県や長崎県を除くと、地方銀行・第二地方銀行が各1行、信用金庫・信用協同組合が数庫・組合という構成となっており、業態間で主たる顧客層が異なることから、ある程度のすみ分けがなされているとの指摘も聞かれた。

表2 九州地方における金融機関の業態別県内シェア

(単位：%、店)

業態	福岡県			佐賀県			長崎県			熊本県						
	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店
大手銀行等		10.4	13.3	31		2.9	4.0	3		3.1	0.8	3		5.2	3.4	6
地方銀行		53.4	72.1	455		40.3	55.4	76		56.6	77.8	172		39.3	52.4	119
	福岡	26.4	32.7	152	佐賀	32.5	37.6	61	十親	29.5	36.9	87	肥後	38.0	45.6	111
	筑邦	1.9	2.0	41					八和	23.9	33.6	75				
	西日本シティ	19.9	25.5	162												
	北九州	2.7	4.3	31												
第二地方銀行		2.0	3.2	60		4.3	8.6	32		2.8	6.8	20		12.9	23.6	70
	福岡中央	1.4	1.8	41	佐賀共栄	4.1	8.2	30	長崎	2.7	6.7	19	熊本	12.0	22.4	63
信用金庫(庫数)	(8)	5.1	4.6	141	(4)	6.7	10.2	39	(1)	2.3	3.5	26	(4)	7.0	8.1	72
信用組合(組合数)	(6)	1.3	1.4	63	(3)	3.3	3.6	21	(5)	2.8	2.7	25	(2)	1.3	1.7	21
その他		27.6	5.5	1,088		42.5	18.1	310		32.4	8.4	568		34.3	10.3	720
業態	大分県			宮崎県			鹿児島県			沖縄県						
	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店	行名	預	貸	店
大手銀行等		2.8	3.2	3		1.4	1.1	2		3.1	3.3	5		0.8	3.0	2
地方銀行		41.9	57.3	104		42.1	63.8	100		38.2	57.5	120		59.0	71.6	139
	大分	35.7	42.4	85	宮崎	35.6	45.1	85	鹿児島	36.4	46.3	111	琉球	31.4	36.7	75
													沖繩	27.6	34.8	63
第二地方銀行		6.9	11.7	41		10.1	14.6	47		7.7	13.0	63		9.8	11.6	48
	豊和	6.7	11.4	39	宮崎太陽	9.8	14.1	45	南日本	6.8	11.0	55	沖縄海邦	9.8	11.6	48
信用金庫(庫数)	(3)	8.4	9.0	67	(5)	8.6	8.4	62	(3)	10.1	13.3	114	(1)	2.8	3.0	19
信用組合(組合数)	(1)	5.2	6.2	41	(1)	0.3	0.3	5	(3)	2.7	2.9	48	(0)	0.0	0.0	0
その他		34.8	12.5	499		37.5	11.9	434		38.4	10.2	915		27.7	10.7	317

(注) 表中の「預」は預貯金残高シェア、「貸」は貸出金残高シェア、「店」は店舗数を示す。ただし、個別行名は、県内に本店を置く機関のみを示しており、個別行のシェアを合算しても業態別シェアとは一致しない(県境を越境して営業する機関があるため)。業態の「その他」には、労働金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行が含まれる。(出典)「2017年版金融マップ—47都道府県の金融勢力図—」『月刊金融ジャーナル』57巻13号(増刊号), 2016.12, pp.124-141を基に筆者作成。

## II 「事業性評価に基づく融資等」に関する取組事例

### 1 地域金融機関における取組事例

今回訪問した地域金融機関(西日本シティ銀行、十八銀行、熊本銀行、熊本信用金庫)では、いずれも「地域密着型金融」を重要なビジネスモデルと位置付けていた。事業性評価<sup>(12)</sup>や外部機関等との連携についても、地域や顧客の実情に応じた様々な取組が見られた。

#### (1) 事業性評価への取組

「金融仲介機能のベンチマーク」<sup>(13)</sup>は、担保・保証に依存した融資姿勢からの転換を示す指標として、事業性評価に基づく融資を行っている与信先数等を挙げており<sup>(14)</sup>、金融機関のウェブサイトやディスクロージャー誌における同指標の公表が進んでいる。ただし、自己点検・評価、自主的開示を趣旨とする取組であるため、その定義は各機関により異なっている<sup>(15)</sup>。

今回訪問した地域金融機関では、「事業性評価シート」を作成している例が多く見られた。従来の融資審査においても、稟議(りんぎ)書に財務・非財務情報の記入欄が設けられ、企業の評価が行われてきたが、事業性評価シートの場合、融資審査の目的に限らず、企業の事業内容等

(12) 金融庁は、金融機関が担保・保証に過度に依存せず、借り手の事業の成長可能性等を適切に評価(事業性評価)するよう促している。

(13) 金融機関が金融仲介の取組状況を自己評価するための指標として、金融庁が平成28(2016)年9月に公表した。金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」2016.9. <<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf>>

(14) 共通ベンチマーク「5. 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)」など。

(15) 「事業性評価」という用語が多義的であるとの指摘は、行政当局・金融機関双方から聞かれた。事業性評価シートを導入している金融機関では、シート作成をもってベンチマークの数値を定義している例が多いようである。

を理解して適切なソリューションを提供するために作成されている<sup>(16)</sup>。例えば、西日本シティ銀行では、3枚ものの書式を使用しており、1枚目の財務情報の記載はローカルベンチマーク<sup>(17)</sup>の財務分析シートを活用している<sup>(18)</sup>。同行では、経営者との対話を重視しており、シート作成を入口として顧客への訪問頻度を上げていくよう営業店を指導しているとのことである。十八銀行では、財務・非財務情報共にローカルベンチマークを活用した「コミュニケーションシート」を導入しており、本部支援の下、重要先から優先して作成に取り組んでいる。商流や将来ビジョンに関する項目の記入には、深度のあるヒアリングが必要と見られ、シートの作成を顧客とのリレーション構築のきっかけとする意図がうかがえる。熊本銀行が参加するふくおかフィナンシャルグループ（以下「ふくおかFG」という。）では、独自の「簡易型ツール」を活用しているほか、コンサルティング会社の提供する分析ツールを導入している。後者の場合、顧客にヒアリングした内容を分析し、その結果を顧客にフィードバックして共有することで、課題解決型の提案につなげている。

一方で、現時点で事業性評価シートを導入していない機関も見られた。熊本信用金庫では、庫内で検討を行ったものの、シートを埋めることが自己目的化しかねないとの意見もあり、導入を見送っている<sup>(19)</sup>。同庫では、今後ともより良い方法を模索していきたいとしている。また、いずれの機関においても、営業店の業績評価や個人の表彰制度に、事業性評価への取組状況を加味した基準を導入していた。

## (2) 外部機関等との連携

経営規模や主たる顧客層の相違を反映しつつ、各機関で取組内容に工夫が見られた。

例えば、地方銀行として全国有数の経営規模を誇る西日本シティ銀行は、地域経済活性化支援機構（REVIC）等と連携してファンドの組成・出資に注力している<sup>(20)</sup>。地域金融機関がファンドを活用する際には、出資のみを行う例も多い中、同行ではファンドの運営ノウハウの取得も視野に入れて、運営会社に人員を派遣するなど積極的に関与している<sup>(21)</sup>。担当者によると、ファンド活用の利点は、出資者（株主）という立場から融資の場合には困難な強力な手段（役員派遣や取締役会へのオブザーバー出席等）を行使し、より踏み込んだ経営改善等の支援（ハンズオ

(16) これに合わせて、組織系統の見直しも行われている。例えば、西日本シティ銀行では、従前からの本部と営業店の連絡会議を「融資戦略会議」と位置付け直し、融資の実行可否のみでなく、顧客の課題解決の観点から提供可能なソリューションを議論する場としているという。

(17) 企業の経営改善に向けた取組を促すための評価指標として、経済産業省が平成28（2016）年3月に公表した。

(18) ローカルベンチマークは、業種別の経営指標等が整備されており、有用であるとのことであった。

(19) 協同組織金融機関では、小規模・零細な先が主たる顧客（会員・組合員）であり、もとより地域に密着した経営形態となっている。より経営規模の大きい地域銀行と比べ、シートによる顧客情報の収集・管理の必要性が高くない面も見られる。

(20) 「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日閣議決定）首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>> は、企業の新陳代謝を支援する観点から、ファンド等を通じたエクイティ、メザニン・ファイナンス投資等への貢献を含むリスクマネー供給の促進を銀行に求めている。なお、一般に資金調達的手段には、返済期限と約定金利を有する負債（debt）と返済期限がなく利益に応じた配当を行う資本（equity）とがある。また、証券の返済の優先劣後構造は、リスクの低い順にシニア（senior）、メザニン（mezzanine）、ジュニア（junior）と階層分けされる。メザニン・ファイナンスとは、負債と資本の中間の形態（具体的には劣後債や優先株等）による資金供給を指す。ファンドの活用により、従来の融資（debt）では取り上げることが難しかった先（信用力の乏しいベンチャー企業等）へも、資金供給が可能になると考えられる。

(21) 同行が運営に関与するファンドが3件、出資のみのファンドが5件あり、創業期から再生期までの企業のライフステージ全体をカバーしている。同行が運営に関与するのは、農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）との共同設立で農林水産業の6次産業化を支援する「NCB九州6次化応援ファンド」、日本政策投資銀行及びREVICとの共同設立で成長投資、事業承継、企業買収等を支援する「NCB九州活性化ファンド」、九州大学の特定関連会社である産学連携機構九州との共同設立で大学発ベンチャー等を支援する「QB第一号ファンド」である。

ン支援)に取り組める点にあるという。近年、各省庁が成長戦略の一環として財政投融资特別会計(投資勘定)等から出資して、いわゆる官民ファンドを設立する例が相次いでいるが<sup>(22)</sup>、見通しの甘さから事業計画が過大なものとなり、実際の投資実績は伸び悩んでいるとの指摘も見られる<sup>(23)</sup>。そうした中で、同行組成のファンドは一定の実績を上げている点が注目される<sup>(24)</sup>。

十八銀行では、平成22(2010)年に、同行の頭取(現会長)が代表幹事を務めていた長崎経済同友会の提言で発足した、「長崎都市経営戦略推進会議(長崎サミット)」の取組が注目される<sup>(25)</sup>。これは、地元の経済4団体(商工会議所、経済同友会、経営者協会、青年会議所)を主体に、県、市、長崎大学が参加する産学官連携の枠組みであり、長崎経済同友会代表幹事を務める同行頭取が長崎サミット(全体会合)のメンバーであるほか、同行子会社の長崎経済研究所が事務局機能を担っている。基幹製造業、観光、水産、大学の4分野の強化により、平成32(2020)年度における1人当たりGDP、産出額、就業者数の目標値の達成を目指し、各団体が連携して取り組んでいる<sup>(26)</sup>。また、平成28(2016)年12月からは、長崎県雲仙市の温泉街の地域活性化に向けて、旅館業者や行政機関等と連携したプロジェクトを立ち上げ、集客促進等の企画立案を担う観光まちづくり会社に同行から人員を派遣するなど、積極的に関与している<sup>(27)</sup>。

小規模な機関では、人員や専門性の不足を外部機関の活用により補う例も見られた。熊本信用金庫では、国が設置する経営相談所「よろず支援拠点」<sup>(28)</sup>と連携して、無料経営相談会を実施しているほか、中小企業再生支援協議会<sup>(29)</sup>、中小企業庁委託事業「ミラサポ」<sup>(30)</sup>、信用保証協会等の専門家派遣を活用している。

## 2 福岡県中小企業技術・経営力評価制度

福岡県内の中小企業等の資金調達や業務提携、国内外への販路開拓を一体的に支援する福岡

(22) 財務省理財局『財政投融资リポート 2017』2017, pp.5-9. <[http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp\\_report/zaito2017/pdf/filp2017.pdf](http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2017/pdf/filp2017.pdf)>

(23) 「閉古鳥鳴く官民ファンド 規模ありき、甘い計画 巨額資金、活用1割未満も」『日本経済新聞』2017.8.26. なお、ファンドの活用という取組は、投資決定で結了するものではなく、最終的に収益が得られるかという点が重要であるため、短期的な視野から投資実績のみを問題とすることが適切かという議論はあり得る。

(24) 例えば、平成29(2017)年10月13日現在で、A-FIVEの農林漁業成長産業化ファンドのサブファンド中、NCB九州6次化応援ファンドは、JAグループ(農業協同組合)出資のサブファンドを除くと投資先数・投資金額ともに全国1位である(農林漁業成長産業化支援機構「農林漁業成長産業化ファンドーサブファンドの状況ー」2017.10.13. <[http://www.a-five-j.co.jp/pdf/subfund\\_situation.pdf](http://www.a-five-j.co.jp/pdf/subfund_situation.pdf)>)。

(25) 政府のまち・ひと・しごと創生本部において、地方創生に資する取組事例として取り上げられた(まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果(28年度)ー地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」ー」2017.1, pp.33-34. <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/1701\\_research\\_kinyu.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/1701_research_kinyu.pdf)>)。

(26) 都市経営戦略策定検討会「みんなでつくろう元気な長崎」2010.5. 長崎都市経営戦略推進会議ウェブサイト <<http://www.genki-nagasaki.jp/pdf/teigen0.pdf>>

(27) 「『雲仙みらいプロジェクト』の立ち上げについて」2016.12.22. 十八銀行ウェブサイト <[https://www.18bank.co.jp/news/topics/2016/2016\\_050.html](https://www.18bank.co.jp/news/topics/2016/2016_050.html)> 地域金融機関による温泉街の地域活性化に向けた取組については、以下も参照。岩城成幸「温泉街の事業再生と地域金融機関ー鬼怒川温泉と足利銀行の関係を中心にー」『レファレンス』665号, 2006.6, pp.7-27. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999834\\_po\\_066501.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999834_po_066501.pdf?contentNo=1)>

(28) 平成26(2014)年度に、中小企業・小規模事業者の各段階のニーズに応じたきめ細かな対応を行う拠点として、各都道府県に1か所ずつ整備された。独立行政法人中小企業基盤整備機構に全国本部を置く。

(29) 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号。「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)制定に伴い廃止。)改正により、中小企業の事業再生に向けた取組の支援拠点として、平成15(2003)年度に各都道府県に1か所ずつ整備された。独立行政法人中小企業基盤整備機構に全国本部を置く。

(30) 中小企業庁が平成25(2013)年に開設した中小企業支援ポータルサイトで、国等の施策情報、事業者同士や専門家と意見交換できるコミュニティ機能、専門家派遣のオンライン申込み機能等を提供している。

県ベンチャービジネス支援協議会<sup>(31)</sup>は、技術や経営力など企業を構成する定性的な要因を公正・客観的に表す「評価書」を作成する取組（「福岡県中小企業技術・経営力評価制度」）を実施している<sup>(32)</sup>。同制度では、外部評価機関の中小企業診断士や技術士が、仮説設定とヒアリングによる検証に基づき利用企業の将来性や経営力の評価を行い、中小企業支援機関等で構成される評価審査委員会での審査等を経て評価書が発行される。評価内容は、技術や経営力、マーケティングや生産管理等の全10項目について詳細な分析評価を示すとともに、各5段階の得点評価を付し、これらを合計して本業部分と総合力に関する評定を行っている<sup>(33)</sup>。また、総合評価として、利用企業の強みと弱みについて講評し、最後に問題点と課題を抽出している。量的には20枚以上に及び、専門家による第三者評価であるという点で、金融機関の事業性評価シートをはるかに上回る充実した内容を有すると考えられる。

利用企業が直接申し込む方法と金融機関を経由して申し込む方法とが用意されているが、平成28（2016）年度以降は前者が主となっている<sup>(34)</sup>。利用企業の業種や事業規模は、多岐にわたっている（表3）<sup>(35)</sup>。開業から10～15年を経た企業の利用が多いという。主な利用目的としては、①自分の経営が正しかったのか、そして次の成長に向けて解決すべき課題は何かということを確認したい、②事業承継の時期を控えて、自社の実態と課題を明らかにした上で後継者に引き継ぎたい、③経営について相談できる相手がおらず、自分の考えが誤っていないかを第三者評価で確認し、成長につなげたい、などがある。これらの背景には、中小企業経営者が孤独な立場で経営判断を下している事情がうかがえ、第三者評価へのニーズは高いと見られる<sup>(36)</sup>。

福岡県では、同制度を経営革新計画承認企業に対する支援事業と位置付けており、中小企業が自社の問題点を改善し、成長につなげることを目的に掲げている。加えて、同制度を金融機関が事業性評価や融資審査の補完資料とすることも視野に入れているが、現状では金融機関における利用は余り進んでいない。既に専用の制度融資を設定しているが<sup>(37)</sup>、企業への助言や成長支援への活用など、同制度の機能を周知して金融機関の利用を促進したいとしている。今後とも、評価書の精度の向上や利用企業への事後フォローの強化に注力していくという<sup>(38)</sup>。

(31) ベンチャーキャピタル、銀行、商社、メーカー、証券会社、監査法人、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体等のパートナーで構成され、福岡県商工部新事業支援課に事務局を置く。

(32) 福岡県が平成26（2014）年度から緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、福岡県中小企業振興センターに実施を委託していた「フクオカ成長企業評価制度」を前身とし、同基金の事業終了に伴って、平成28（2016）年度から福岡県ベンチャービジネス支援協議会へと運営が移管された。この制度変更により、従前は無料であった評価に係る手数料が有料化（72,000円）された。なお、兵庫県（「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」）及び広島県（「広島県中小企業技術・経営力評価制度」）も類似の制度を実施しており、福岡県では導入に当たって両県の制度を参考にしたという。平成28（2016）年度からは、北海道札幌市（「さっぽろ版事業者評価制度」）も同様の制度を開始している。また、尼崎信用金庫は、平成29（2017）年10月から大阪府内の顧客を対象に、兵庫県の制度を参考とした独自の評価制度を導入した（「尼崎信金 大阪で「企業評価制度」開始」『ニッキン』2017.10.6.）。

(33) 平成29（2017）年9月現在の実績（計70社）では、項目別の評点が同一パターンとなったのは1例のみとのことで、対象企業の特性を的確に反映した評価が行われているものと考えられる。

(34) この背景には、平成28（2016）年度以降、手数料が有料化され、対象企業も「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画承認企業に限定されることとなったことがあると見られる。なお、経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けることは、各種の中小企業支援策を利用するための入り口となっている。

(35) 当初、製造業中心の利用を想定していたが、建設業やサービス業の利用も予想外に多かったとのことである。

(36) なお、同制度を再度利用したいとの要望も多いが、事務局では、事業承継等により会社の状況が変わった時、あるいは評価から5年程度経過した後の利用を勧めているという。

(37) 福岡県においては、県の制度融資（「経営革新支援資金（成長企業支援型）」）の形で、同制度の利用による融資条件の優遇措置が行われている。制度融資とは、中小企業が金融機関から低利で融資を受けられるよう、地方自治体が政策支援を行う枠組みを指す。



表3 福岡県中小企業技術・経営力評価制度の利用実績

	利用企業数	業種別内訳										規模別（売上高）内訳				
		製 造	卸 売	小 売	建 設	サ ー ビ ス	飲 食	教 育	運 輸 ・ 倉 庫	医 療 ・ 介 護	10 億 円 以 上	5 億 円 以 上	3 億 円 以 上	1 億 円 以 上	1 億 円 未 満	
平成26年度	20	11	1	2	3	1	1	1	0	0	3	4	0	6	7	
平成27年度	34	13	4	3	3	6	4	0	1	0	3	5	3	14	9	
平成28年度	10	4	0	2	2	1	0	0	1	0	1	5	1	1	2	
平成29年度	6	0	1	1	2	1	0	0	0	1	1	1	1	3	0	
合 計	70	28	6	8	10	9	5	1	2	1	8	15	5	24	18	

(注) 平成29(2017)年度は9月時点の実績。

(出典) 福岡県ベンチャービジネス支援協議会提供資料を基に筆者作成。

### Ⅲ その他の取組事例—地域銀行の経営統合、災害からの復興支援—

#### 1 地域銀行の経営統合

人口減少等を背景とした地域経済の衰退により、地域金融機関の経営環境が悪化していく中で、経営統合による規模の拡大は有力な対応策となり得る<sup>(39)</sup>。地域金融機関の経営統合の類型としては、営業地盤が重複しない機関同士の組合せと共通の営業地盤を有する機関同士の組合せが考えられる<sup>(40)</sup>。後者については、経営規模の拡大のみならず、重複する店舗の統合等による経営合理化も図れるため、統合効果が高いと言えるが、地域におけるシェアが高まると競争政策の観点から問題となり得る<sup>(41)</sup>。

長崎県においては、十八銀行（本店：長崎市）と親和銀行（本店：佐世保市）の2つの地方銀行が県内のほぼ全域に店舗網を持ち、それぞれ30%台半ばの貸出シェアを分け合っている。平成28(2016)年2月、親和銀行を傘下に置くふくおかFGと十八銀行が経営統合に向けた基本合意を公表し、株式交換によりふくおかFGが十八銀行を完全子会社化した後、十八銀行と親和銀行を合併させるとした<sup>(42)</sup>。経営統合の理由として、人口減少による地域経済の衰退が挙げられているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、両行の営業地盤における今後の長期的な人口減少率を試算すると、全国平均と比べてかなり深刻な状況にあることがわかる（表4）。また、長崎県における人口当たりの銀行店舗数は、全国平均を大きく上回っており（表5）、

(38) 事後フォローでは、利用企業からの要望により、専門家派遣や評価内容に関する従業員向けの説明会等を行う場合もあるという。中小企業では、従業員の能力・士気等の寄与が大きいが、従業員らが自社の姿を客観的に知る機会に乏しいため、有意義な取組となると考えられる。

(39) 平成26(2014)年前後には、将来的な収益構造の分析を基に地域銀行に再編を促しているとの観測から、金融庁の動向が注目された（小立敬「人口減少時代の地域銀行に求められる経営課題—地域銀行の再編の背景と論点—」『野村資本市場クォーターリー』18巻2号，2014.秋，pp.48-62.）。

(40) なお、営業地盤が重複しない機関同士の組合せには、営業地盤が近接する機関同士の組合せと営業地盤が離れた機関同士の組合せが考えられ、前者の例として肥後銀行（本店：熊本県熊本市）と鹿児島銀行（本店：鹿児島県鹿児島市）による九州フィナンシャルグループの設立が、後者の例として北海道銀行（本店：北海道札幌市）と北陸銀行（本店：富山県富山市）によるほくほくフィナンシャルグループの設立が挙げられる。また、経営統合の形態としては、持株会社を活用する場合や合併による場合があるが、営業地盤が共通している場合には、後者を選択した方が経営合理化という面で統合効果を楽しめると考えられる。

(41) 大庫直樹ほか「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」『金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー』DP2016-6，2017.1. <<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2016/06-1.pdf>>

(42) ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行「経営統合に関する基本合意について」2016.2.26. <[https://www.18bank.co.jp/news/topics/pdf/2016/topics014\\_tougou.pdf](https://www.18bank.co.jp/news/topics/pdf/2016/topics014_tougou.pdf)>

店舗数やサービス供給が過剰（オーバーバンキング）となっている可能性を否定できない。

両行の合併は、圧倒的な県内シェアを握る金融機関の誕生として注目された。独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合の企業結合を禁止している<sup>(43)</sup>。本件統合については、平成 29（2017）年 10 月現在、企業結合審査の第 2 次審査に必要な報告等の要請が行われた段階にあり、公正取引委員会による論点等の説明や両行による意見書等の提出により意思疎通が図られていると見られる（図）<sup>(44)</sup>。

公正取引委員会は、経営統合により事業者の価格（金融機関の場合、貸出金利が相当。）決定能力が強まり、需要者の利益が損なわれないかという観点から審査を行う。本件統合は、1 年以上にわたって第 2 次審査が継続しており、調整が難航している模様である。有効な打開策（問題解消措置）として、貸出債権の他行への譲渡によるシェアの引下げが考えられるが、長年築かれた顧客とのリレーションシップを無視して債権譲渡を進めることは困難との見方もある<sup>(45)</sup>。長崎商工会議所におけるヒアリングでは、審査の長期化による地域経済の停滞を懸念する意見、他の金融機関の新たな参入を期待する意見も聞かれた<sup>(46)</sup>。

表 4 九州地方の地域銀行の営業地盤における人口減少率

金融機関名	本店所在地・業態	人口減少率 (%)
沖 縄	那覇市・地銀	▲ 1.4
沖 縄 海 邦	那覇市・Ⅱ地銀	▲ 2.0
琉 球	那覇市・地銀	▲ 3.5
（都市銀行の全国平均）		▲ 8.6
福 岡 中 央	福岡市・Ⅱ地銀	▲ 11.0
西 日 本 シ テ イ	福岡市・地銀	▲ 11.7
福 岡	福岡市・地銀	▲ 13.4
北 九 州	北九州市・地銀	▲ 14.2
筑 邦	福岡県久留米市・地銀	▲ 15.1
佐 賀	佐賀市・地銀	▲ 15.9
豊 和	大分市・Ⅱ地銀	▲ 17.2
（第二地方銀行の全国平均）		▲ 17.2
熊 本	熊本市・Ⅱ地銀	▲ 17.6
肥 後	熊本市・地銀	▲ 18.1
宮 崎 太 陽	宮崎市・Ⅱ地銀	▲ 18.1
佐 賀 共 栄	佐賀市・Ⅱ地銀	▲ 18.2
大 分	大分市・地銀	▲ 18.6
（地方銀行の全国平均）		▲ 18.8
宮 崎	宮崎市・地銀	▲ 19.1
南 日 本	鹿児島市・Ⅱ地銀	▲ 20.7
鹿 児 島	鹿児島市・地銀	▲ 22.3
長 崎	長崎市・Ⅱ地銀	▲ 22.8
十 八	長崎市・地銀	▲ 25.5
親 和	長崎県佐世保市・地銀	▲ 26.1

(注 1) 「地銀」は地方銀行を、「Ⅱ地銀」は第二地方銀行を示す。  
 (注 2) 人口減少率は、店舗所在市町村の平成 52（2040）年までの人口指数（平成 22（2010）年=100）の変動率を店舗数で加重平均して得た。ただし、インスタ店舗、バーチャル店舗及び無人店舗を除いた通常の店舗形態のみを計上。  
 (注 3) 金融機関の営業地盤は、営業店を中心とする一定のエリア内の経済活動水準（企業数、人口、利益、所得等）に依存すると考えられる（堀江康熙『日本の地域金融機関経営—営業地盤変化への対応—』勁草書房、2015、pp.13-47.）。本表では、簡易的に人口のみを取り上げている点に留意が必要である。  
 (出典) 国立社会保障・人口問題研究所編『日本の地域別将来推計人口—平成 22（2010）～52（2040）年—』（人口問題研究資料 330 号）2013.12、pp.191-224。<<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/6houkoku/houkoku.pdf>>; 『日本金融名鑑 2017 年版 店舗編』日本金融通信社、2016 を基に筆者作成。

(43) 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」2011.6.14。<<http://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin01.files/shishin01.pdf>> なお、公正取引委員会は、「一定の取引分野」の画定に当たり、需要者にとっての代替性という観点から地理的範囲等を判断している。ヒアリングにおいては、地域銀行の取引の地理的範囲を都道府県単位とすることに異論も聞かれた。

(44) 公正取引委員会「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の経営統合に関する報告等の要請（第 2 次審査の開始）及び第三者からの意見聴取について」2016.7.8。<<http://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/index.files/160708.pdf>> 公正取引委員会は、届出会社から求められた場合又は必要と認める場合に、その時点における論点等の説明を行う。また、届出会社は、審査期間において、いつでも意見書又は審査に必要と考える資料の提出を行うことができる。意見書等の提出には、問題解消措置の申出を含む。なお、届出会社から報告書の提出がなされた場合、公正取引委員会は 90 日以内に可否判断を示さなければならない（同上）。

(45) 問題解消措置は、事業譲渡等の構造的な措置が原則とされている（公正取引委員会 前掲注(43)）。統合両行は、債権譲渡によらない措置として、新規貸出金利等の開示及び第三者委員会による貸出行動の監視・評価を提案しているが、公正取引委員会の認めるところとなっていない（『FFG と十八銀行の経営統合、無期延期で広がる不安』『金融財政事情』68 巻 30 号、2017.8.7-14、pp.6-7; ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の経営統合のスケジュールに関するお知らせ」2017.7.25。<[https://www.18bank.co.jp/news/topics/pdf/2017/topics021\\_keicitougou.pdf](https://www.18bank.co.jp/news/topics/pdf/2017/topics021_keicitougou.pdf)>）。

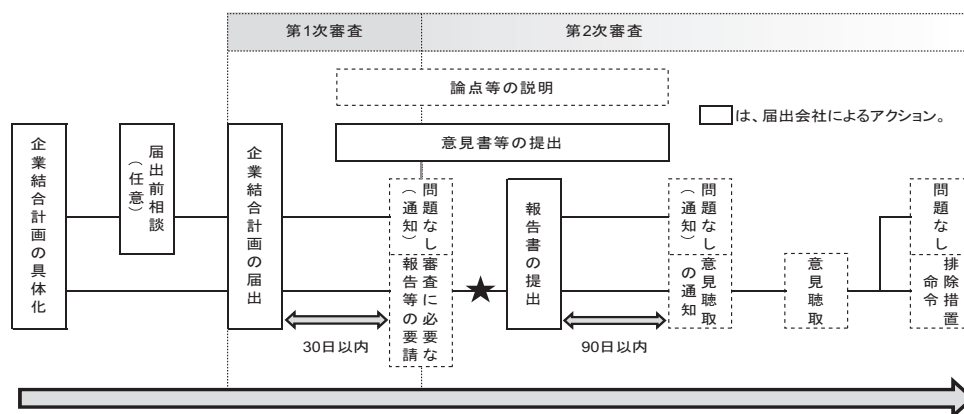
(46) 中小企業には、取引集中リスクの回避や有利な借入条件の確保という観点から、一行取引を避け、複数行取引を望む傾向が見られる。統合両行からの借入比率が高い企業では、新たなサブ行を探す動きが生じ得る。

表5 九州地方各県における人口当たりの銀行店舗数

	人口（千人）	銀行店舗数（店）			人口千人当たりの銀行店舗数（店）	
		大手銀行等	地方銀行	第二地方銀行		
全 国	127,095	12,839	2,443	7,428	2,968	0.101
福 岡 県	5,102	546	31	455	60	0.107
佐 賀 県	833	111	3	76	32	0.133
長 崎 県	1,377	195	3	172	20	0.142
熊 本 県	1,786	195	6	119	70	0.109
大 分 県	1,166	148	3	104	41	0.127
宮 崎 県	1,104	149	2	100	47	0.135
鹿 児 島 県	1,648	188	5	120	63	0.114
沖 縄 県	1,434	189	2	139	48	0.132

(注) 「大手銀行等」は、都市銀行、その他銀行（新生銀行、あおぞら銀行及び他業種からの参入等。）及び信託銀行。  
 (出典) 平成 27 年国勢調査及び「2017 年版金融マップ—47 都道府県の金融勢力図—」『月刊金融ジャーナル』57 巻 13 号（増刊号）、2016.12、pp.8-9、124-141 を基に筆者作成。

図 企業結合審査の流れ



(注) ★印は、ふくおか FG と十八銀行の審査の段階（平成 29（2017）年 11 月現在）を示す。  
 (出典) 公正取引委員会「平成 28 年度における主要な企業結合事例について」2017.6.14、pp.105-108。<[http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170614\\_01.files/170614.pdf](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170614_01.files/170614.pdf)> を基に筆者作成。

## 2 平成 28 年熊本地震への対応と復興に向けた取組

平成 28 年熊本地震は、金融機関の営業に甚大な影響をもたらした。熊本銀行では、特に建物の損壊が大きかった 4 店舗で、他店舗内への移転や臨時休業を余儀なくされた。また、本店ビル屋上塔屋が落下したほか、熊本県内 63 店舗中 44 店舗で修復が必要となるなど大きな被害を受け、避難生活で不自由を強いられた行員も約半数の 600 名超に上った<sup>(47)</sup>。熊本信用金庫では、全 18 店舗中、半壊 1 店舗、一部損壊 4 店舗という状況であった。また、役職員の約 38% に当たる 82 名が避難を余儀なくされ、自宅被害は全壊 3 名、半壊 27 名、一部損壊 51 名に上った。

金融機関の顧客にも大きな被害が出た。熊本県の推計によると、同県内の事業所等における建物・内装・設備の被害額は、製造業 6030 億円（うち中小企業 1520 億円）、商業・サービス業 1640 億円、観光業（宿泊業）530 億円となっている<sup>(48)</sup>。また、農林水産関係の被害額は 1777 億

(47) 熊本銀行『未来に向かって笑顔あふれる熊本へ—熊本地震対応の記録—』2017。

(48) 商工観光労働部「被害額の推計について（製造業、商業・サービス業、観光業）」（「平成 28 年（2016 年）熊本地震」第 33 回政府現地対策本部会議・第 36 回熊本県災害対策本部会議資料）2016.5.27。<[http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=15459&sub\\_id=71&flid=70002](http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=15459&sub_id=71&flid=70002)> 内閣府の推計によると、同県におけるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）の毀損額は約 1.8～3.8 兆円（ストック総額は約 34 兆円。）。フロー（県別 GDP）の損失見込額は、平成 28（2016）年 4 月 15 日～5 月 18 日の間に 810～1130 億円となっている（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「平成 28 年熊本地震の影響試算について」<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/kumamotoshisan/kumamotoshisan20160523.pdf>>）。

円となっている<sup>(49)</sup>。熊本銀行では、全取引先（約 66,000 先）中、事業活動・日常生活に大きな影響のある建物・設備被害が出た先が 977 先であった。同行では、発災翌月以降、約 2 か月間で全取引先を訪問し、被害状況やニーズの確認を行うとともに、返済繰延べ等が必要な先について対応を行った。熊本信用金庫では、発災後直ちに支店長会議を開き、不動産担保徴求先及び貸付残高 1000 万円以上の先の状況確認を行った。顧客の被害状況は、全壊 10 件、半壊 35 件、廃業予定 1 件であったが、今後も廃業が増える可能性があるという。

平成 28 年熊本地震は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が策定されて以降、最初の大規模災害となった<sup>(50)</sup>。財務省九州財務局は、テレビ CM を流すなど同ガイドラインの周知に努めた。金融機関も、同ガイドラインを利用した債務整理に前向きに応じている<sup>(51)</sup>。熊本銀行では平成 29（2017）年 8 月末現在、債務整理開始の申出 108 件・13.3 億円、うち債務整理への同意 50 件・6.4 億円、うち特定調停成立 21 件・2.5 億円となっている。熊本信用金庫では、申出 14 件、同意 13 件、成立 4 件となっている。

災害からの復興に向けては、顧客の状況を踏まえた適切な支援が必要とされており、金融機関にコンサルティング機能の発揮が求められる。各行・庫では、顧客訪問を増やすとともに、震災関連商品の導入や無料相談会の開催、グループ補助金の申請支援等に取り組んでいる。

## おわりに

本稿では、現地調査におけるヒアリング先の取組を紹介した<sup>(52)</sup>。各金融機関では、地域経済の衰退という中長期的な課題を深刻に受け止めて地域密着型金融に注力しており、この点において、金融行政当局とも認識が共有されていた。これらの取組は、必ずしも即効性を有するものではないが、今後も試行錯誤を続けながら内容を深めていくことが求められていると言えよう。

（おおもり けんご）

(49) 熊本県農林水産部「平成 28 年熊本地震による農林水産関係被害 第 6 報」2017.4.10. <[http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=19342&sub\\_id=1&flid=102636](http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=19342&sub_id=1&flid=102636)>

(50) なお、同ガイドラインの適用対象は、ガイドライン研究会が設置された平成 27（2015）年 9 月 2 日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害となっている。

(51) 平成 29（2017）年 6 月末時点の同ガイドラインの利用状況（債務者ベース）は、登録支援専門家への手続支援の委嘱 692 件（うち手続中 500 件、うち特定調停の申立に至っているもの 28 件）、債務整理成立 83 件である。ただし、これは平成 28 年熊本地震以外の災害も含む数値である。なお、特定調停とは、返済不能となるおそれのある債務者（特定債務者）の経済的再生を図るため、裁判所の仲介により金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする民事調停手続である（「利用状況」自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト <<http://www.dgl.or.jp/utilization/>>）。また、同時点における熊本・大分両県内の金融機関による返済繰延べ等は、約定返済停止 222 件・35 億円（うち住宅ローン 153 件・24 億円）、条件変更契約の締結 1,770 件・1329 億円（同 616 件・101 億円）となっている（金融庁「平成 28 年熊本地震以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成 29 年 6 月末）」2017.8.31. <<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170831-2/01-3.pdf>>）。

(52) もちろん、今回ヒアリングを行わなかった金融機関においても、重要な取組が見られる。一例を紹介すると、南日本銀行（本店：鹿児島県鹿児島市）では、平成 23（2011）年 10 月から顧客の売上増加につながる新販路開拓コンサルティングに取り組んでいる（森俊英「なんぎんの新ビジネスモデル「WIN-WIN ネット業務（新販路開拓コンサルティング）」一支援て、支えられて一」（日本金融学会 2017 年秋季大会講演資料）2017.9.30.）。なお、同行は平成 21（2009）年 3 月、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成 16 年法律第 128 号）に基づく公的資金の注入（資本参加）を受けているが、注入行が提出する経営強化計画には、地域経済の活性化に資する方策等の記載が義務付けられている（大森健吾「金融機関への公的資金投入をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.944, 2017.2.27. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10309744\\_po\\_0944.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10309744_po_0944.pdf?contentNo=1)>）。